

広島県告示第四百四十号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和三年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
広島心臓血管クリニック	広島市安佐南区西原七丁目八番三八号	令和三年三月三十一日